

## 議案第3号

あきる野市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月18日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

### 提案理由

第8期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険事業の安定、かつ円滑な運営を図るため、介護保険料率を改める必要がある。

あきる野市介護保険条例の一部を改正する条例

あきる野市介護保険条例（平成12年あきる野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「28,320円」を「31,300円」に改め、同項第2号中「34,800円」を「38,450円」に改め、同項第3号中「42,000円」を「46,350円」に改め、同項第4号中「50,400円」を「55,700円」に改め、同項第5号中「62,400円」を「69,000円」に改め、同項第6号中「70,800円」を「78,300円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「75,600円」を「83,600円」に改め、同項第8号中「86,400円」を「95,600円」に改め、同項第9号中「92,400円」を「102,200円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第10号中「104,400円」を「115,500円」に改め、同項第11号中「110,400円」を「122,100円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第12号中「115,200円」を「127,400円」に改め、同項第13号中「121,200円」を「134,100円」に改め、同項第14号中「129,600円」を「143,400円」に改め、同項第15号中「138,000円」を「152,600円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「15,840円」を「17,500円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「15,840円」を「17,500円」に、「19,200円」を「21,200円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「15,840円」を「17,500円」に、「38,880円」を「42,900円」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のあきる野市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。